

ロサンゼルス法律扶助財団（The Legal Aid Foundation of Los Angeles/ "LAFLA"）は、ロサンゼルス市内の低所得者の方に対し、民事に関する法的援助を無料で提供する非営利法律事務所です。

取扱業務

住居に関する業務：

住居／立退き防御センター（The Housing/Eviction Defense Center）による以下の業務の提供

- 不法占有に対する対応及び裁判手続きにおける代理
- 建物修繕を求める訴訟の提起
- 賃料制限、危険な建物、（電気、水道、ガス等の）公共サービスの停止、補助住宅又は公共住宅問題に関する相談
- 立退き通知、訴訟のクリニック
- 欠陥住宅の改善工事及び住宅取引に関する法律問題

政府補助金に関する業務：

Cal WORKS、Social Supplemental Income (SSI)、Medi-Cal、Medicare（高齢者医療保険制度）、フードスタンプ（食品切符補償制度）、HSS、社会福祉、健康保険及び一般的な補助金に関する問題

地域経済発展に関する業務：

以下の事項に関する地域グループへの支援

- 非営利団体の組織化、維持
- ビジネス投機、多家族用の居住区及び商業の発展
- 住宅所有の機会の創設

労務に関する業務：

- 主に賃金及び失業保険の請求
- 事案により不当解雇の相談

家族法に関する業務：

家族法に関するあらゆる相談

- ドメスティックバイオレンス
- 離婚、親権
- 慰謝料、養育費

移民法に関する業務：

- 強制送還、国外退去手続きにおける個人の代理
- ドメスティックバイオレンスの被害者の永住権取得の援助
- 帰化に関する講習会の開催

消費者法に関する業務：

以下の事案に関する法律業務の提供

- 消費者詐欺（職業訓練学校による詐欺を含む）
- 契約及び保証
- ローン及び割賦購入契約
- 不当販売
- 差別的銀行（金銭貸借）業務
- 債務取立てにおける嫌がらせ、（財産、権利等の）取り戻し、賃金差押

暴行犯罪の被害者救済：

ロスアンゼルス市内の居住者に対して、暴行犯罪被害者（Victims of Violent Crime）基金への申し立ての援助

対象者

我々の法的援助の対象者は、連邦政府が定める水準より低い金額の収入を得ている方で、かつ、我々の業務範囲内に居住している方に限られています。

お申し込みの際、貴方の収入及び所有財産、住所、家族構成、年齢、人種及び市民権又は移民に関する貴方の情報等について質問をさせていただきます。貴方からいただいた全ての情報は、秘密事項として取り扱い、貴方の承認なく他人に開示することはありません。

不取扱い業務

刑事事件又は料金が発生するような事案は取り扱っておりません。

申し込み方法

（323）801-7974まで日本語でお電話ください。